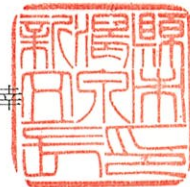


五泉市学校給食調理業務委託

五泉市学校給食調理業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザルを執行するので、公告する。

令和 8 年 9 月 1 8 日

五泉市長 田 邊 正 幸



次のとおり公募型プロポーザル方式による提案書の提出を招請します。

1 事業概要

(1) 事業名及び対象学校

【事業名】 五泉市学校給食調理業務委託

【対象学校】

学校名	所在地
五泉市立五泉小学校	五泉市学校町 3 番 1 4 号
五泉市立五泉南小学校 (新潟県立五泉特別支援学校と親子方式)	五泉市駅前 2 丁目 5 番 5 3 号
五泉市立五泉東小学校	五泉市赤海 3 7 1 4 番地
五泉市立川東小学校 (五泉市立川東中学校と親子方式)	五泉市中川新 2 4 3 1 番地
五泉市立巢本小学校	五泉市論瀬 4 7 番地 1
五泉市立橋田小学校	五泉市橋田 1 0 1 6 番地
五泉市立大蒲原小学校	五泉市南田中 6 4 6 番地 2
五泉市立村松小学校	五泉市城下 1 丁目 8 6 5 番地
五泉市立愛宕小学校	五泉市石曾根 8 0 7 4 番地 2
五泉市立五泉中学校	五泉市南本町 2 丁目 1 番 8 7 号
五泉市立五泉北中学校	五泉市三本木 2 丁目 7 番 1 号
五泉市立川東中学校 (五泉市立川東小学校から運搬)	五泉市猿和田 1 8 1 番地
五泉市立村松桜中学校	五泉市愛宕甲 2 7 0 5 番地 1

(2) 委託期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

※地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約とする。

(3) 提案上限額

8 2 7 , 7 2 9 , 0 0 0 円以内とする。(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

提案上限額は、1 (1) に記載された学校の 3 年間の委託額の総額とする。なお、五泉

市立橋田小学校と五泉市立大蒲原小学校は令和10年3月31日をもって閉校となるため、当該2校についての委託額は1年分で積算すること。

※提案上限額は契約時の予定価格を示すものではなく、この金額での契約を約束するものではない。

2 事業の詳細

「五泉市学校給食調理業務受託者選定プロポーザル提案書作成及び募集要項」及び「五泉市学校給食調理業務委託仕様書」のとおり。

本ページに掲載の電子データをダウンロードすること。

3 提案参加者の資格

- (1) 本提案への参加は、単独企業とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定による制限を受けるものでないこと又は同条第2項の規定により現に資格停止処分を受けていないこと。
- (3) 五泉市長及び新潟県知事のいずれからも委託業務につき、指名の停止を受け、その停止期間中でないものであること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請したものにあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請したものにあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (6) 提出された書類に虚偽の記載等がないこと。
- (7) 新潟県内に本社・支所・営業所等を有すること。
- (8) 五泉市暴力団排除条例または五泉市契約事務規則第11条で規定する暴力団関係者等に該当しないこと。
- (9) 継続して3年以上給食事業等を営み、現にその実績が豊富で良好なこと。
- (10) 「五泉市学校給食調理業務委託共通仕様書」に基づく業務の履行が可能であること。
- (11) 公告の日前6月以内に手形または小切手の不渡りがないこと及び手形交換所による取引停止処分を受けたものにあつては、当該処分の日から2年経過していること。
- (12) 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないものであること。
- (13) 五泉市業務委託入札参加資格申請を令和8年10月7日までにしていること。

4 提案参加に関する説明資料

本ページに掲載の電子データをダウンロードすること。

5 提案への参加申込及び提案書の提出

(1) 応募意思表明書等の提出期間

令和8年9月18日（金）から令和8年10月9日（金）午後5時15分までに必着のこと。

(2) 提案書の提出期間

令和8年10月9日（金）から令和8年10月15日（木）午後5時15分までに必着のこと。

(3) 提出先

五泉市教育委員会 学校教育課 学校給食係
〒959-1692 五泉市太田1094番地1
電話（代表）0250-43-3911（内線366）

6 企画提案の評価

「五泉市学校給食調理業務受託業者選定プロポーザル審査基準」による。

7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本件は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、次の特約事項を契約書中で定めなければならないものとする。

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。この場合において、受注者は、変更又は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。